

平成 20 年 6 月 6 日

各 位

筑後信用金庫  
理事長 大橋眞成

### 不祥事件の発覚について

この度、当金庫におきまして、下記の不祥事件が発覚いたしました。

当金庫は、一連の不祥事件が発覚したことから本年 1 月福岡財務支局より業務改善命令を受け、業務改善計画を作成し、法令等遵守態勢の確立及び内部管理態勢の充実・強化に向けて金庫一丸となって取り組んでいるさなかであります。この度、再度不祥事件が発覚いたしました。

このことにつきまして、日頃から当金庫を信頼していただき、ご支援とご愛顧を賜っておりますお客さまや会員の皆さま、地域の皆さま、そして関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなりましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 事件の概要

- 1．当金庫本店営業部の元職員（48 歳、男性）が、平成 13 年 7 月から平成 20 年 2 月にかけて、お客様からお預かりした定期積金の入金額を着服したことが判明いたしました。
- 2．平成 20 年 3 月 14 日業務改善計画の一環として実施した定期積金延滞口座の引上げ照合のため、お客様の定期積金証書の引上げを行ったところ、定期積金の領収日記載に疑問を感じ、本人に問い質したところ、着服を自供し発覚したものです。
- 3．内部調査の結果、判明した事故金額は 2,600 千円（着服金を既に補填したものを含めた累計事故金額は 7,752 千円）となっております。なお、事故金額は、負債返済資金や遊興費などに使用したと申しております。
- 4．元職員については、平成 20 年 4 月 28 日付で、当金庫の就業規則に則り懲戒処分としております。なお、本件については、監督官庁に届出しており、警察にも通報しております。  
また、当金庫の関係者の処分につきましては、就業規則に則り厳正に行うこととしております。
- 5．ご迷惑をおかけしたお客様には、事実関係をご説明し、深くお詫びを申し上げます。
- 6．本件の着服による被害額について、既に本人から全額弁済されており、刑事告訴は見送る方針としております。

#### 今後の対応

当金庫では、既に業務改善計画を作成し、法令等遵守態勢の確立及び内部管理態勢の充実・強化に向けて取り組む方針を明らかにし、既に実行しているところであります。

これらの施策を役職員一体となり、確実に実行することにより、不祥事件の再発防止に努めてまいります。

以 上

[本件に対するお問い合わせ先]

筑後信用金庫：(木庭、古賀、中尾) 電話 0942-33-2105